

松本正美議員に対する議員辞職勧告決議

松本正美議員が2月に、市民の運転する乗用車と接触事故をおこし、その場を立ち去り、いわき中央警察署から自動車運転過失傷害と道交法違反（自動車事故不申告）容疑で、いわき区検察庁に書類送検をされていることが明らかになりました。

報道等にみると、2月9日、市内で別の市議と午後5時30分から同8時頃まで会合をし散会。午後10時頃、車でいわき市久之浜町の6号国道を走行中にセンターラインをはみ出し、対向車にサイドミラーが接触。自分の車のミラーが倒れたことは認識したが、「ミラーがぶつかった程度なら」と考え、停車せずに走り去ったとされています。しかし事故の概要は物損事故にとどまらず、相手方も首に軽いけがを負った人身事故となっています。

この間、本議会において断続的に開かれた各派代表者会議でこの問題の処置について協議が続けられてきましたが、その際、松本議員は事故前の会合の際の飲酒の有無については、「もともと資料等を使った打ち合わせであった」ため飲酒が目的の会合ではないことを説明しながら、「乾杯して口をつけた程度なのか、そのまま置いたのか、覚えていない」としており、また、同席した三議員も「松本議員の飲酒の有無を注意して見ていたわけではなく、覚えていない」としており、飲酒の有無は確認できない状況であることが確認をされました。

仮に飲酒の有無が確認できないとしても、①接触事故があったこと、②その場から立ち去っていること、③以上の事実を松本議員本人が認めていること—の3点だけでも、市民に範を示すべき議員としての道義的責任は免れないものです。

従って、松本議員には、区検が処分を決定していない現状においても、今回の事故における責任を明確にし、自ら辞職することをもって出处進退を明らかにすることを求めます。

以上、決議する。

平成23年6月30日

いわき市議会